

特定農林水産物等の登録又は指定に係る学識経験者からの意見聴取要領

平成27年12月4日付け27食産第3835号食料産業局長通知
改正 平成28年11月7日付け28食産第3287号
改正 平成28年12月22日付け28食産第4066号

第1 目的

本要領は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による特定農林水産物等の登録の申請、第15条第1項及び第16条第1項の規定による変更の登録の申請、第22条第1項の規定による登録の全部又は一部の取消し、第23条第1項の規定による特定農林水産物等の指定、第31条第1項の規定による指定の変更並びに第32条第1項の規定による指定の全部又は一部の取消しについて、第11条第1項（第15条第2項、第16条第3項及び第22条第2項において準用する場合を含む。）、第27条第1項又は同条第2項（第31条第2項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣が学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から専門的かつ技術的な知見に基づく意見を聴くために必要な事項を定めるものとする。

第2 学識経験者の選定

農林水産大臣は、以下の職責を担う総合検討委員及び区分別検討委員（以下「委員」という。）を選定するものとする（別紙1）。

- 1 総合検討委員は、「農産物流通・地域ブランド」、「食文化」、「食品安全・食品表示」、「商標（法律）」、「消費者」、「国際」その他の専門的知識を有する者とし、各委員は2に掲げる全ての区分の農林水産物等について、それぞれ意見を付与するものとする。
- 2 区分別検討委員は、「穀物等」、「野菜・果実」、「畜産食品」、「水産食品」、「加工品等」及び「非食用農林水産物」の区分ごとに、それぞれ専門的知識を有する者とし、各委員は担当区分の農林水産物等について意見を付与するものとする。

第3 意見聴取の手続

学識経験者への意見聴取は、以下の手続により行うものとする。

- 1 意見聴取は、食料産業局長が、原則として、農林水産大臣が選定した総合検討委員及び意見を聴取する農林水産物等の区分に係る区分別検討委員によって構成される「地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会」（以下「委員会」という。）を開催して行うこととする。ただし、緊急に意見の聴取を要するなど、委員会の開催が困難な場合には、会合によらない意見聴取の形式によることができるものとする。

2 意見の聴取に際して、食料産業局長は、必要に応じ、委員以外の学識経験者及び専門家に委員会への出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

3 食料産業局長は、下表に掲げる資料を委員会に示すものとする。

| 意見聴取の内容 | (1)登録の申請 (法第7条) | (2)生産者団体を追加する変更の登録の申請 (法第15条) | (3)明細書の変更の登録の申請 (法第16条) | (4)登録の取消し (法第22条) |
|---------|---|---|----------------------------|--|
| 資料 | ①申請書 ②明細書 ③生産行程管理業務規程 ④意見書 ⑤審査官報告書【様式1】 ⑥その他参考資料 | ①変更申請書 ②明細書 ③生産行程管理業務規程 ④意見書 ⑤審査官報告書【様式2・3】 ⑥その他参考資料 ・登録事項(公示事項) ・明細書(既登録団体のもの) ・生産行程管理業務規程(既登録団体のもの) | | ①登録事項(公示事項) ②明細書 ③生産行程管理業務規程 ④意見書 ⑤審査官報告書【様式4】 ⑥その他参考資料 |

| 意見聴取の内容 | (4)指定 (法第23条) | (5)指定の変更 (法第31条) | (6)指定の取消し (法第32条) |
|---------|---|--|---|
| 資料 | ①指定前の公示事項 ②意見書 ③審査官報告書【様式5】 ④その他参考資料 | ①指定の変更の前の公示事項 ②意見書 ③審査官報告書【様式6】 ④その他参考資料(指定事項(公示事項)等) | ①指定事項(公示事項) ②意見書 ③審査官報告書【様式7】 ④その他参考資料 |

4 食料産業局長は、委員が必要があると認めるときは、登録の申請をした生産者団体又は登録の取消しをしようとする生産者団体、法第9条第1項又は第25条の規定により意見書を提出した者その他の関係者から意見を聴取するため、必要な手続を行うものとする。

5 委員会（1のただし書きに該当する場合はその意見聴取の形式）において聴取した意見については、座長（第6の1の(1)に規定する「座長」をいう。以下同じ。）がとりまとめ、下表に掲げる検討結果のいずれに該当するのかを付して別紙2により食料産業局長に報告する。食料産業局長はこれを法第11条第1項、第27条第1項又は同条第2項の規定に基づき聴取された学識経験者の意見とする。

| | | | | |
|---------|---|----------------------------------|----------------------------|--|
| 意見聴取の内容 | (1)登録の申請 (法第7条) | (2)生産者団体を追加する変更の登録の申請 (法第15条) | (3)明細書の変更の登録の申請 (法第16条) | (4)登録の取消し (法第22条) |
| 検討結果 | ①登録 ②留保付き登録 ③追加の情報収集(不足する情報を収集した上で再度意見聴取) ④登録の拒否 | | | ①取消し ②追加の情報収集(不足する情報を収集した上で再度意見聴取) ③取消し非該当 |

| | | | |
|---------|---|--|--|
| 意見聴取の内容 | (4)指定 (法第23条) | (5)指定の変更 (法第31条) | (6)指定の取消し (法第32条) |
| 検討結果 | ①指定 ②留保付き指定 ③追加の情報収集(不足する情報を収集した上で再度意見聴取) ④非指定 | ①指定の変更 ②留保付き変更 ③追加の情報収集(不足する情報を収集した上で再度意見聴取) ④非変更 | ①取消し ②追加の情報収集(不足する情報を収集した上で再度意見聴取) ③取消し非該当 |

第4 利害関係がある場合の対応

1 委員が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員は委員会が開催される前までに事務局に申し出るものとする。この場合、事務局（第6の3に規定する「事務局」をいう。）は委員会開始の際に、その委員の氏名を報告することとし、当該委員は当該申請の検討に参画することはできない。

- (1) 申請者（生産者団体）又はその構成員の役員又は職員である場合
- (2) 過去3年間において、申請者・申請農林水産物等の生産業者から、寄付金等を受け取っていた場合
- (3) 以上のほか、審議の公平性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係があると認められる場合

ただし、当該委員の発言が特に必要であると座長が認めたときは、座長に求められた内容についてのみ、意見を述べることができる。

- 2 委員が、申請資料等の作成に当たり助言等を行っていた場合は、当該委員は委員会が開催される前までに事務局に申し出るものとする。この場合、事務局は委員会開始の際に、その委員の氏名を報告することとし、当該申請の検討への参画等については、座長が判断するものとする。
- 3 申請資料に、委員が著者として含まれる文献等が引用されている場合、事務局は委員会開始の際に、その委員の氏名を報告することとし、当該申請の検討への参画等については、座長が判断するものとする。

第5 その他学識経験者が遵守すべき事項

- 1 審査内容の守秘
意見を求められた学識経験者は、法第11条第4項又は第27条第5項の規定により、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 2 信用失墜行為の禁止
学識経験者は、特定農林水産物等の登録等の可否について必要な専門の事項に関する意見の付与に従事するものであり、国民の信頼を損なう行為は厳に慎むものとする。
なお、委員会以外の場において、一専門家としての立場から地理的表示に関する個人的見解を公表する場合には、委員会の見解であるとの誤解を招かないように留意するものとする。

第6 委員会の運営

- 1 座長
 - (1) 座長は、総合検討委員の互選により選任する。
 - (2) 座長は、会務を総理する。
 - (3) 座長に事故があるとき又は座長が第4に定める利害関係がある場合に該当するときは、あらかじめその指名する総合検討委員がその職務を代理する。
- 2 委員会の公開
委員会は、特定農林水産物等の生産ノウハウ等生産業者による農林水産物等の高付加価値化の取組等に当たって秘匿することが適切な内容を取り扱うこと、意見書の有無内容や国際交渉の経過等の公表を予定しない事項を取り扱うことから、非公開とする。
- 3 事務局
委員会の事務局は、農林水産省食料産業局知的財産課が務める。
- 4 雑則
前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

特定農林水産物等の登録又は指定に係る意見を聴取する学識経験者の構成

地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会

| | | | |
|--------|---------|----------|---|
| 総合検討委員 | 区分別検討委員 | 穀物等 | 1. 穀物類、14. 粉類、15. 穀物類加工品類、16. 豆類調製品類 |
| | | 野菜・果実 | 2. 野菜類、3. 果実類、17. 野菜加工品類、18. 果実加工品類 |
| | | 畜産食品 | 5. 食用に供される畜産動物類、6. 生鮮肉類、7. 乳類、8. 食用鳥卵類、9. その他畜産物類、20. 食肉製品類、21. 酪農製品類、22. 加工卵製品類、23. その他畜産加工品類 |
| | | 水産食品 | 10. 魚類、11. 貝類、12. その他水産動物類、13. 海藻類、24. 加工魚介類、25. 加工海藻類、26. その他水産加工品類 |
| | | 加工品等 | 4. その他農産物類（工芸農作物を除く。）、19. その他農産加工品類、27. 調味料及びスープ類、28. 食用油脂類、29. 調理食品類、30. 菓子類、31. その他食品類、32. 酒類以外の飲料等類 |
| | | 非食用農林水産物 | 4. その他農産物類（工芸農作物に限る。）、33. 観賞用の植物類、34. 立木竹並びに木材及び竹材類、35. 観賞用の魚類、36. 真珠類、37. 飼料類、38. 漆類、39. 精油類、40. 木炭類、41. 畳表類、42. 生糸類 |

* 総合検討委員は、農産物流通・地域ブランド、食文化、食品安全・食品表示、商標（法律）、消費者、国際その他の専門的知識を有する者とする。

* 図中の番号は、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第3条第2項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件」（平成27年農林水産省告示第1395号）の農林水産物等の区分における類別を示す。

番 号
年 月 日

農林水産省食料産業局長 宛て

(座長) 所属
役職
氏名

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に規定する特定農林水産物等の登録申請(※1)に係る意見について

特定農林水産物等の登録に係る学識経験者からの意見聴取要領(平成27年 月 日付け27食産第 号食料産業局長通知)に基づき、平成 年 月 日に開催した地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会(〇〇区分)において、別添1の者により別添2の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成26年法律第84号) 第7条第1項の規定による特定農林水産物等の登録の申請(※2)について、検討を行い、その意見を別添3のとおり取りまとめたので報告します。

(※1) 下線部については、その内容に応じ、①～⑥のいずれかを記載する。

- ①登録申請
- ②変更申請
- ③登録の取消し
- ④指定
- ⑤指定の変更
- ⑥指定の取消し

(※2) 下線部については、その内容に応じ、①～⑦のいずれかを記載する。

- ①第7条第1項の規定による特定農林水産物等の登録の申請
- ②第15条第1項の規定による変更の登録の申請
- ③第16条第1項の規定による変更の登録の申請
- ④第22条第1項の規定による登録の全部又は一部の取消し
- ⑤第23条第1項の規定による特定農林水産物等の指定
- ⑥第31条第1項の規定による指定の変更
- ⑦第32条第1項の規定による指定の全部又は一部の取消し

(施行注意) 以下について、別紙として添付する。

- 別添 1 総合検討委員及び当該区分別委員
- 別添 2 地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会の意見聴取内容
- 別添 3 地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会での検討の結果

【別添1】

総合検討委員及び当該区分別委員

平成 年 月 日開催 地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会(〇〇区分)

| 氏名 | 現職 | 担当 |
|--------|--------------------|---------|
| 〇〇 〇〇〇 | 〇〇大学大学院 〇〇研究課教授 | 総合検討委員 |
| 〇〇 〇〇〇 | 〇〇大学 〇〇学部教授 | 区分別検討委員 |
| 〇〇 〇〇〇 | 〇〇研究所 〇〇〇センター長 | 区分別検討委員 |
| | | |
| | | |

平成 年 月 日開催 地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会(〇〇区分)

| 氏名 | 現職 | 担当 |
|--------|--------------------|---------|
| 〇〇 〇〇〇 | 〇〇大学大学院 〇〇研究課教授 | 総合検討委員 |
| 〇〇 〇〇〇 | 〇〇大学 〇〇学部教授 | 区分別検討委員 |
| 〇〇 〇〇〇 | 〇〇研究所 〇〇〇センター長 | 区分別検討委員 |
| | | |
| | | |

地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会の意見聴取内容

平成 年 月 日開催 地理的表示登録又は指定に係る学識経験者委員会（〇〇区分）

| | |
|-------------|--|
| 登録(変更)の申請番号 | |
| 申請農林水産物等の名称 | |
| 申請者の名称 | |
| 意見聴取の内容 | <input type="checkbox"/> 法第7条第1項の規定による特定農林水産物等の登録の申請 <input type="checkbox"/> 法第15条第1項の規定による変更の登録の申請 <input type="checkbox"/> 法第16条第1項の規定による変更の登録の申請 |

| | |
|------------------|--|
| 登録番号 | |
| 登録に係る特定農林水産物等の名称 | |
| 登録者の名称 | |
| 意見聴取の内容 | <input type="checkbox"/> 法第22条第1項の規定による登録の全部又は一部の取消し |

| | |
|------------------|--|
| 指定前(指定の変更前)の公示番号 | |
| 特定農林水産物等の名称 | |
| 締約国となる国(締約国)の名称 | |
| 意見聴取の内容 | <input type="checkbox"/> 法第23条第1項の規定による特定農林水産物等の指定 <input type="checkbox"/> 法第31条第1項の規定による指定の変更 |

| | |
|------------------|--|
| 指定番号 | |
| 指定に係る特定農林水産物等の名称 | |
| 締約国の名称 | |

意見聴取の内容

法第32条第1項の規定による登録の全部又は一部の取消し

(法第7条に基づく登録の申請)

地理的表示登録に係る学識経験者委員会での検討の結果

| | |
|--|--|
| 登録の申請番号 | |
| 申請農林水産物等の名称 | |
| 申請者の名称 | |
| 登録申請についての報告書に対する学識経験者からの意見 | |
| | |
| 結論 | |
| <input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 留保付き登録 (内容) <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 登録の拒否 <input type="checkbox"/> 法第13条第1項第2号 (□イ、□ロ、□ハ、□ニ) <input type="checkbox"/> 法第13条第1項第3号 (□イ、□ロ) <input type="checkbox"/> 法第13条第1項第4号 (□イ、□ロ) (理由) | |

(法第 15 条に基づく変更の登録の申請)

地理的表示登録に係る学識経験者委員会での検討の結果

| | |
|---|--|
| 変更の申請番号 | |
| 登録番号 | |
| 登録に係る特定農林水産物等の名称 | |
| 変更申請者の名称 | |
| 変更申請についての報告書に対する学識経験者からの意見 | |
| | |
| 結論 | |
| <input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 留保付き登録 (内容) <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 登録の拒否 <input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 2 号 (□イ、□ロ、□ハ、□ニ) <input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 4 号 (□ロ) (理由) | |

(法第 16 条に基づく変更の登録の申請)

地理的表示登録に係る学識経験者委員会での検討の結果

| | |
|---|--|
| 変更の申請番号 | |
| 登録番号 | |
| 登録に係る特定農林水産物等の名称 | |
| 変更申請者の名称 | |
| 変更申請についての報告書に対する学識経験者からの意見 | |
| | |
| 結論 | |
| <input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 留保付き登録 (内容) <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 登録の拒否 <input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 2 号 (<input type="checkbox"/> イ、 <input type="checkbox"/> ロ、 <input type="checkbox"/> ハ、 <input type="checkbox"/> ニ) <input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 3 号 (<input type="checkbox"/> イ、 <input type="checkbox"/> ロ) <input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 4 号 (<input type="checkbox"/> イ、 <input type="checkbox"/> ロ) (理由) | |

(法第 22 条に基づく特定農林水産物等の登録の取消し)

地理的表示登録に係る学識経験者委員会での検討の結果

| | |
|---|--|
| 登録番号 | |
| 登録に係る特定農林水産物等の名称 | |
| 登録者の名称 | |
| 取消しについての報告書に対する学識経験者からの意見 | |
| | |
| 結論 | |
| <input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 法第 22 条第 1 項第 2 号 <input type="checkbox"/> 法第 22 条第 1 項第 3 号 <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 取消し非該当 (理由) | |

(法第23条に基づく指定)

地理的表示指定に係る学識経験者委員会での検討の結果

| | |
|---|--|
| 指定前の公示の番号 | |
| 特定農林水産物等の名称 | |
| 締約国となる国の名称 | |
| 指定についての報告書に対する学識経験者からの意見 | |
| | |
| 結論 | |
| <input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 留保付き指定 (内容) <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 非指定 <input type="checkbox"/> 法第29条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 法第29条第1項第2号 (□イ、□ロ、□ハ) (理由) | |

(法第31条に基づく指定の変更)

地理的表示指定に係る学識経験者委員会での検討の結果

| | |
|---|--|
| 指定の変更の前の公示の番号 | |
| 指定番号 | |
| 指定に係る特定農林水産物等の名称 | |
| 締約国の名称 | |
| 指定の変更についての報告書に対する学識経験者からの意見 | |
| | |
| 結論 | |
| <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 留保付き変更 (内容) <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 非変更 <input type="checkbox"/> 法第29条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 法第29条第1項第2号 (□イ、□ロ、□ハ) (理由) | |

(法第32条に基づく特定農林水産物等の指定の取消し)

地理的表示指定に係る学識経験者委員会での検討の結果

| | |
|---|--|
| 指定番号 | |
| 指定に係る特定農林水産物等の名称 | |
| 締約国の名称 | |
| 指定の取消しについての報告書に対する学識経験者からの意見 | |
| | |
| 結論 | |
| <input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 法第32条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 法第32条第1項第2号 <input type="checkbox"/> 追加の情報収集 (内容) <input type="checkbox"/> 取消し非該当 (理由) | |

(法第 7 条に基づく登録の申請)

審査官報告書

| | | |
|--|------------|--|
| 登録の申請番号 | | |
| 申請農林水産物等の名称 | | |
| 申請者の名称 | | |
| 審査経緯 | 申請日 | |
| | 公示日 | |
| | 意見書有無 | |
| | その他 | |
| <p>申請に対する意見</p> <p><input type="checkbox"/> 登録 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 留保付き登録 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 登録の拒否</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 2 号 (<input type="checkbox"/>イ、<input type="checkbox"/>ロ、<input type="checkbox"/>ハ、<input type="checkbox"/>ニ)</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 3 号 (<input type="checkbox"/>イ、<input type="checkbox"/>ロ)</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 4 号 (<input type="checkbox"/>イ、<input type="checkbox"/>ロ) (理由)</p> | | |
| 担当者 | 役職： 氏名： | |

※「審査経緯」の「その他」欄には、現地調査の概要、その他参考となる情報を記載する。

(法第 15 条に基づく変更の登録の申請)

審査官報告書

| | | |
|--|------------|--|
| 変更の登録の申請 番号 | | |
| 登録番号 | | |
| 登録に係る特定農 林水産物等の名称 | | |
| 変更申請者の名称 | | |
| 審査経緯 | 申請日 | |
| | 公示日 | |
| | 意見書有無 | |
| | その他 | |
| <p>申請に対する意見</p> <p><input type="checkbox"/> 登録 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 留保付き登録 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 登録の拒否 <input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 2 号 (□イ、□ロ、□ハ、□ニ) <input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 4 号 (□ロ) (理由)</p> | | |
| 担当者 | 役職： 氏名： | |

※「審査経緯」の「その他」欄には、現地調査の概要、その他参考となる情報を記載する。

(法第 16 条に基づく変更の登録の申請)

審査官報告書

| | | |
|---|------------|--|
| 変更の登録の申請 番号 | | |
| 登録番号 | | |
| 登録に係る特定農 林水産物等の名称 | | |
| 変更申請者の名称 | | |
| 審査経緯 | 申請日 | |
| | 公示日 | |
| | 意見書有無 | |
| | その他 | |
| <p>申請に対する意見</p> <p><input type="checkbox"/> 登録 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 留保付き登録 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 登録の拒否</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 2 号 (□イ、□ロ、□ハ、□ニ)</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 3 号 (□イ、□ロ)</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 13 条第 1 項第 4 号 (□イ、□ロ)</p> <p>(理由)</p> | | |
| 担当者 | 役職： 氏名： | |

※「審査経緯」の「その他」欄には、現地調査の概要、その他参考となる情報を記載する。

(法第 22 条に基づく特定農林水産物等の登録の取消し)

審査官報告書

| | |
|--|------------|
| 登録番号 | |
| 登録に係る特定農林水産物等の名称 | |
| 登録者の名称 | |
| 審査経緯 | |
| 登録の取消しに対する意見 【対象】 【対象】 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 () <input type="checkbox"/> 取消し 【取消し事由】 <input type="checkbox"/> 法第 22 条第 1 項第 2 号 <input type="checkbox"/> 法第 22 条第 1 項第 3 号 (理由) <input type="checkbox"/> 取消し非該当 | |
| 担当者 | 役職： 氏名： |

※「審査経緯」欄には、取消しの審査に至った概要、その他参考となる情報を記載する。

(法第 23 条に基づく指定)

審査官報告書

| | | |
|--|------------|--|
| 指定前の公示の番号 | | |
| 特定農林水産物等の名称 | | |
| 締約国となる国の名称 | | |
| 審査経緯 | 公示日 | |
| | 意見書有無 | |
| | その他 | |
| <p>指定に対する意見</p> <p><input type="checkbox"/> 指定 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 留保付き指定 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 非指定</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 29 条第 1 項第 1 号</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 29 条第 1 項第 2 号 (<input type="checkbox"/>イ、<input type="checkbox"/>ロ、<input type="checkbox"/>ハ) (理由)</p> | | |
| 担当者 | 役職： 氏名： | |

※「審査経緯」の「その他」欄には、現地調査の概要、その他参考となる情報を記載する。

(法第 31 条に基づく指定の変更)

審査官報告書

| | | |
|---|------------|--|
| 指定の変更の前の 公示の番号 | | |
| 指定に係る特定農 林水産物等の名称 | | |
| 締約国の名称 | | |
| 審査経緯 | 公示日 | |
| | 意見書有無 | |
| | その他 | |
| <p>指定の変更に対する意見</p> <p><input type="checkbox"/> 変更 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 留保付き変更 (理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 非変更</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 29 条第 1 項第 1 号</p> <p><input type="checkbox"/> 法第 29 条第 1 項第 2 号 (□イ、□ロ、□ハ)</p> <p>(理由)</p> | | |
| 担当者 | 役職： 氏名： | |

※「審査経緯」の「その他」欄には、現地調査の概要、その他参考となる情報を記載する。

(法第 32 条に基づく特定農林水産物等の指定の取消し)

審査官報告書

| | |
|--|------------|
| 指定番号 | |
| 指定に係る特定農林水産物等の名称 | |
| 締約国の名称 | |
| 審査経緯 | |
| 指定の取消しに対する意見 【対象】 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 () <input type="checkbox"/> 取消し 【取消し事由】 <input type="checkbox"/> 法第 32 条第 1 項第 1 号 <input type="checkbox"/> 法第 32 条第 1 項第 2 号 (理由) <input type="checkbox"/> 取消し非該当 | |
| 担当者 | 役職： 氏名： |

※「審査経緯」欄には、取消しの審査に至った概要、その他参考となる情報を記載する。